



〒113-0034 東京都文京区
湯島3-1-4 プリランテ湯島6階
社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-3836-4431(代)
FAX.03-3836-4462
URL <http://zkk.lin.gr.jp/>

紙面から



理事会、会長会議を開催
お知らせ
平成二十三年度の全改協事業
改革委員会始動
牛乳の放射能問題に関するQ&A
(二面、三面)
(三面)
(四面)
(四面)
(別刷り)

新年のご挨拶



社団法人 全国牛乳流通改善協会
会長 松尾 和重

新年あけましておめでとうございます。
平成二十四年の年頭に当たり、

全国の牛乳販売店をはじめ関係者の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、日頃、皆様方から賜りました格別のご支援、ご協力を心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年三月十一日、我が国の東日本一帯は震度七、マグニチュード九・〇の大地震に見舞われ、この地震と直後の大津波で多くの方々が亡くなりました。我われ牛乳販売店の仲間も百三十二店舗が流失や破損の被害を受け、店主・家族・従業員合わせて三十三名が犠牲となりました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。また、直後に起こった東京電力

福島第一原子力発電所の水素爆発事故により、十三の販売店が避難を余儀なくされました。いずれの場合も、店舗や多くのお客様を失っております。全改協としては、義援金や被災された販売店に支援金をおくりましたが、一日も早い復旧・復興を祈っております。

この地震の影響で多くの人は長期に亘り、計画停電、節電、勤務日や時間の変更、スーパークール、放射線物質の測定等、今までほとんど経験したことがない事を経験しました。その結果、多くの人々に節約意識は浸透し、食品に対する安心・安全の意識も今まで以上に高まりました。

我われ牛乳販売店は、お客様や地域の社会と密接な関係を築いて

参りましたが、この大地震後のお客様の意識の変化を見逃さず、それへの対応を経営に取り入れて行くことが、今年は特に重要となっております。

昨年は全改協にとりましても大きな出来事が二つありました。一つは、農林水産省(独)農畜産業振興機構からの補助事業が無くなったことです。補助事業は長い間続いた全改協にとつてのメイン事業でしたが、事業仕分けの影響で平成二十三年度はゼロとなりました。この事は、補助事業に依存することなく、全改協独自で牛乳販売店のための事業を行う転機となりました。牛乳販売店にとつて、より魅力的な事業を行うべく努力して参る所存です。

もう一つは、創設以来ともに活動してきた仲間が七月に全改協を脱退したことです。

組織は小さくなりますが、唯一の牛乳販売店の全国団体として、今後も活動を続けて参りますので、今まで以上のご支援、ご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、今年は全改協にとって重要なことが二つあります。

「全改協の組織改革」については、昨年の総会にて継続審議の承認をいただきました。その後、「改革委員会」を立ち上げて、これからの全改協のあるべき姿の検討を九月から始めました。年度内に「改革委員会」からの答申を受けて、平成二十四年度以降の組織や事業活動に反映させて参る所存です。

もう一つは、新しい法人組織への移行です。平成二十年十二月に施行された新公益法人制度のもと、平成二十五年十月末日までに新制度で定める法人に移行するための申請手続きを終了しなければなりません。現在、公認会計士の先生と相談しながら、申請に向けた作業を進めております。次の総会にはその方向性をお示しする予定にしております。

昨年、「高齢者世帯支援ノウハウ研修事業」を企画したところ、同じ内容の協力要請が自治体からあり、それを利用して研修会を行った流改協が二か所ありました。

これは、我われ牛乳販売店が持つている機能が高く評価されたことの表れです。

社会経済、お客様の意識等我われ牛乳販売店を取り巻く環境は変化しております。

高齢者世帯への支援のみならず、地域で行っている活動に積極的に参加し、お客様との「絆」を更に強めてお店の存在感を高めることが、今後のお店の繁栄に結び付く事と信じています。

今年も、(社)日本酪農乳業協会を中心に業界を挙げて、六月を「牛乳月間」とし、牛乳の消費拡大を図る活動を行います。牛乳の消費拡大の一翼を担う全改協として、今年もこの活動に協力して参ります。

新しい年を迎え、今年も明るく、希望の持てる良き年にしたいものであります。その実現に向けて、都道府県流改協の組織を固め、牛乳販売店様の経営内容の充実を図り、効率的でゆとりと魅力とともに考え、努力し実行して参りたいと考えておりますので、更なるご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

皆様の益々のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶と致します。



迎春

本年もよろしくお願いいたします



ミルクカルシウム2倍(当社牛乳比) 森永カルダス1本には、ミルクカルシウムが413mg。1日に必要なカルシウムの50%以上を、これ1本で摂取できます。

生きたビフィズス菌(BB536)が20億以上 BB536は生きて腸まで届くビフィズス菌。腸内環境を良好にし、おなかの調子を整えます。1日摂取目安量:1本

鉄分1mg 普段の食事ではなかなか補いきれない鉄分を、森永カルダスなら1mg摂取できます。

ビタミンD カルシウムの吸収を助けるビタミンD配合。

乳脂肪分2% 普通牛乳に比べて約43%もカット(当社牛乳比)

ビフィズス菌 BB536 おなかの調子を整えるビフィズス菌BB536が入っている乳製品は森永乳業だけ。生きたまま腸まで届いて、腸内で生きている微生物のバランスを改善します。



宅配No.1
商品には理由があります。

※宅配ピン商品メーカー出荷金額
市乳宅配市場に関する調査
(2011年版)
(株)総合プランニング調べ



消費者庁許可
保健機能食品
(特定保健用食品)



森永乳業

全改協 理事会、会長会議を開催

全改協は、平成二十三年十月二十九日(土)、東京 お茶の水の東京ガーデンパレスにて 理事会と、引き続き会長会議を開催しました。

理事会 会員、販売店のための 全改協に

流改協活動に参加しているというマークがある問題が取り上げられ、これについては今後確実に検討するとの回答がありました。

次に本年度の事業の進捗について事務局から報告されました。報告対象になった対策、及び事業は、①災害支援対策、②復興支援対策事業、③宅配牛乳消費拡大事業、④販売店活性化実践研修事業、⑤ミルクカレンダー配布事業、⑥牛乳屋さんのお仕事体験事業の六つです。これらの事業の一部については、四面で実施状況をお伝えしています。

その他

全改協のホームページについて、もっと「販売店の皆様のためのホームページ」とする予定です。このための変更作業を容易にするため、サーバーの移行等を行うことについて事務局から提案し、承認されました。今後、順次変更していく予定です。

報告事項の内容

全改協の現状については、全明連の脱退と、それにより

役員、辞任や拠出金の未払いが起きており、未払い分については請求していることを報告しました。次に改革委員会の報告をしました。改革委員会はこれまで二回開催され、「販売店の向上に向けた活動、販売店がメリットを感じられる活動を行う」という内容で検討していることを報告しました。

次に、全改協の今後の方針として、新法人への移行について、次回以降の理事会に詳細な提案をする予定で作業していることを報告しました。

各流改協の現状については、明乳会の脱会によって、体制の変化や、活動の一時休止などの影響を受けている流改協があります。これらの現状をまとめたものを報告しました。

関連して、地方によっては、「拠出金を払っていないもの」の流改協の会費は払っているため、

会長会議

販売店を育て 「牛乳屋になって 良かった」 と思われるように

全国の流改協の会長が一堂に

理事会に引き続き会長会議が開催されました。会長会議は、流改協の会長が一堂に集う貴重な機会です。全改協の役員、理事、都道府県流改協の会長あわせて四十名が出席されました。会議は、松尾会長の挨拶で始まり、

「資源は有限、人知無限」
「二社が抜けても影響ない」

今年度は東日本大震災、台風十二号による水害と、災害の多かつた年である。全改協も、

全明連の脱退という大きな変化があった。期中に脱退し、期初からの拠出金が未払いというのは、四十年近い全改協の歴史の中で前代未聞の事態だが、一社抜けた程度で影響があるものではなく、全改協の活動は継続できる。明治に対して

会長会議の様子



雪印メグミルク

宅配専用

新発売

恵 megu

ガセリ菌+グルタミン ヨーグルト

生きて届くだけじゃない!

長くとどまる

機能性
アミノ酸

ガセリ菌
SP株

グルタミン

低脂肪タイプ
カロリー 61kcal
(1個当り)



ガセリ菌
SP株



雪印メグミルク宅配フリーダイヤル

商品に関するお問い合わせ

0120-758-369

(受付時間:日・祝除く9:00~17:00) <http://www.meg-snow.com/takuai/>

なごやか ミルク



会長会議の様子

は、総会に出席し、本年度の活動を承認しているの、総会開催の六月分までの拠出金は払うよう弁護士を通じて法的に交渉中である。全改協に対しては、農水省も、販売店団体として唯一許認可をした全国的組織として継続を望んでいる。継続のためには、牛乳販売店も一致団結する必要がある。牛乳だけに固執しては将来はない。「資源は有限、人知無限」という。こういう状況の時こそ、アイデアを出し合って生き残らなければならぬ。ここに出席の流改協会長

の皆様がリーダーとしての力を発揮して、「牛乳屋になって良かった」と思われるように販売店を育てていただきたい。

「会員がメリットを感じられる活動を」改革委員会報告

会議では、現状報告と事業の進捗状況の報告を行いました。現状報告では、これまで二回開催され、橋本専務理事が委員長を務める「改革委員会」の報告などがありました。改革委員会では、今後は全改協

として、会員の地位向上につながる活動や、会員にメリットを感じられる活動を行うよう事業を計画すること、組織の改革の方法などについて議論が行われていることが報告されました。同時に、「流改協の会員販売店に対するメリット追求型の事業」「地域において流改協の会員販売店と非会員を差別化する方法」について、忌憚ない意見を全改協事務局に寄せていただきたい、との改革委員会からお願いがありました。販売店の皆様も、ご意見がございましたら各流改協を通じて全改協までお寄せください。

他の流改協の状況、今後の活動をどうすべきかの質問が多数 今後の全改協について

次いで、各都道府県流改協の状況と今後の全改協について説明を行いました。明乳会の脱退により、会費の徴収や流改協の運営に大きな変化が出ており、事務局より説明しました。質疑応答では、流改協によっては未払いになっている明乳会の会費の扱いをどうすべきかの質問が多くありました。これについては、「①まず流改協の規約に基づいて請求 ②規約にない場合、明乳会の脱退が総会の後ならば

会費を請求してよいであろう」という事務局の考えと、補正として、東京都、神奈川県で請求の結果会費が支払われたとの報告がありました。特に東京都の明乳会は、全改協を脱退した全明連会長が会長を務めている団体であり、ここが会費支払いに応じたという事実は、他の流改協での会費が支払われることの強力な根拠になる、との意見がありました。

全改協会費納入にご協力を

引き続き本年度事業の進捗状況の報告、次に各都道府県流改協の全改協会費の納入状況についての報告がありました。会費につきましては、十三の流改協が未納になっておりますが、できるだけ早く納入いただきたくお願いいたします。

拠出金の入金は震災前の予想より多く

最後に、現時点での拠出金の入金状況について事務局から説明しました。入金進捗状況は全体では三十五・七%ですが、明治等を除いた実質では前年比約九十二%と震災前の予想よりも入金額は多いことが報告されました。ご協力ありがとうございました。拠出金の入金状況については、機会があるごとに提示して参ります。

「販売店として今まで通りの関係を」松尾会長まとめ

「人口減少等難しい状況にもかかわらず、販売店が一致団結して進まなければいけない状況の中、明治が脱退した。今後明治の販売店とは関係をどうすればいいのか」という疑問が最後に出され、松尾会長は「難しい問題だが」と前置きした上で、「販売店として今まで通り仲良くやっていただきたいと思っている」との考えを示しました。会議終了後は、同じガーデンパレス内で場所を移して懇親会が開催され、打ち解けた雰囲気での交流が進みました。

お知らせ

●「全改協だより」は変わります

4面にありますように、現在「改革委員会」で全改協事業のありかたの見直しが検討されております。この中で、「全改協だより」についても、「流改協会員販売店のための情報誌」をめざすようにとされました。具体的には今後さらに検討しますが、いままでの「機関紙」から、牛乳関係の情報をタイムリーにお伝えする「情報誌」に変わるべく準備を進めております。また、配布方法の変更も検討しております。新しくなる「全改協だより」にご期待ください。

●現在の全改協について

すでにお聞き及びとは思いますが、長年活動を共にしてきた明治(会員としては明乳会、賛助会員としての株式会社明治)が全改協活動から脱退しつつあります。これにより、各地の流改協では、販売店の脱退、会長や事務局長の交替、事務局組織の活動休止等、いままでの活動に一部の地域で変化が出ております。

全改協としては、明治以外の会員・賛助会員をもって、これまで以上の活動を進め、組織改革、そして来たるべき法人移行に備えることとしております。また販売店レベルでは、会長会議での松尾会長の発言にもありますように、必要があれば、これまでと変わらず同業者としての交流をしていただければと考えます。

お詫びと訂正

前号(第60号)の全改協だよりで、松尾和重会長の総会開会挨拶の記事の中に誤りがございました。松尾会長、神奈川県流改協ならびに神奈川県内の販売店等関係各位にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げますとともに、記事の内容を次のように訂正させていただきます。

(第60号1面 総会開催の記事)
「今回の震災でも、自治体とすでに防災協定を結んでいる神奈川県流改協の販売店は在庫すべてを無償提供した。」
→(正しい内容)

「神奈川県流改協の販売店は、今回の震災のような災害の場合には常温保存品を防災拠点に無償提供する、という内容の防災協定を、すでに二年前に結んでいる。」

(第60号2面 会長挨拶の記事)「二年前に横浜市と災害協定を結んだ神奈川県流改協は今回の震災後、販売店の冷蔵庫にある在庫すべてを近所の方々に届けました。」
→(正しい内容)

「二年前に横浜市と災害協定を結んだ神奈川県流改協は、今回のような震災の際、ロングライフ牛乳などの常温保存品を防災拠点に届けるようにしています。」

平成23年度の全改協事業

本年度は全改協事業として、①宅配牛乳消費拡大事業、②復興支援対策事業、③販売店活性化実践研修事業、④ミルクカレンダー配布事業、⑤牛乳屋さんのお仕事体験事業、の5事業を実施しています。ここでは、すでに行われている事業のうち、「宅配牛乳消費拡大事業」と「牛乳屋さんのお仕事体験事業」の2つについて、実施の報告をいたします。

牛乳の安全性と価値・効用を訴え

宅配牛乳消費拡大事業

飲用牛乳の消費が減少する中、3月の東日本大震災により消費者の行動に変化が生じています。食生活も例外ではありません。全国の流改協で、牛乳の安全性、牛乳の価値や効用を消費者に訴えながら牛乳を無料配布し、消費の拡大につなげることを目的とした事業です。

20の流改協で、牛乳メッセや産業祭などの催しにあわせて、牛乳の効用を訴えるパンフレットと一緒に、宅配牛乳を無料で配りました。



流改協によっては、これから配布を行うところもあります。この機会を有効に利用してください。

中学生 労働の厳しさ、楽しさを学ぶ

牛乳屋さんのお仕事体験事業

牛乳屋さんのお仕事体験事業は、本年度初めて実施する事業です。子どもたちに早いうちから職業の疑似体験をさせることは、働く人と直接接し、また、実際的な知識や技術・技能に触れる教育活動として重要視されています。

本年度は、授業の一環として職業体験が取り上げられている中学生を対象に牛乳屋さんのお仕事を体験してもらうことで、中学校教育に貢献すると同時に、牛乳販売店の存在感を高めることを目的としました。

新潟県で実施された様子の写真をご紹介します。



今回の全改協の事業のように、事業所・職場のほうから体験実施を持ちかける例は少ないようで、その面からも、各地で実施できれば、牛乳販売店が先進的な社会貢献を行っていることが広く認められることとなります。

また、中学校の職場体験は、夏休みに行われることが多いようです。来年度以降は夏休みに実施できるよう改善することを検討し、事業を継続したいと考えます。

時代にあった全改協のありかたを検討

改革委員会 始動

全改協の設立から30年以上が経過しました。この間の社会・経済情勢の大きな変化に合わせて、全改協の組織および事業を改革する目的で、改革委員会を組織し、検討を開始しました。

改革委員会は、全改協の理事、経営専門家、賛助会員から構成され、委員長に全改協専務理事・北海道流改協会長の橋本正敏氏を選び、9月から2月まで、全5回の予定で会議を開催します。第1回の「全改協の役割・目的と事業のあり方とその方向性」の検討から始まり、組織や事業費、事務局のあり方等を検討し、検討結果を来年2月に常任理事会、理事会に上程する予定です。

上程する改革案が正式にまとまった時点でまたお知らせいたしますが、全改協を今まで以上に「会員のための組織」とするため、「流改協の会員販売店の向上に向けた活動」「流改協の会員販売店がメリットを感じられる活動を行う」という方針を決定し、これに基づいて具体的な活動を検討している段階です。

実現すれば、販売店のみなさまが「全改協、流改協の加入者である」ということが販売活動のプラスになり、励みにもなるような全改協に進化する予定です。詳しい内容は正式に承認されてからお伝えいたします。

改革委員会メンバー (敬称略)

| | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 委員長 | 全改協専務理事 北海道流改協会長 | 橋本 正敏 |
| 委員 | 全改協理事 宮崎県流改協会長 | 甲斐 哲郎 |
| 委員 | 全改協会員 長野県流改協会長 | 林 富士男 |
| 委員 | 中小企業診断士 経営専門家 | 佐藤 卓 |
| 委員 | 賛助会員 森永乳業(株)主幹 | 小滝 勤治 |
| 委員 | 賛助会員 雪印メグミルク(株)副部長 | 米満 良久 |

牛乳の放射能問題に関するQ&A

東日本大震災によって福島第一原発の事故が発生しました。これにより放射能(放射性物質)が飛散したことで、日常生活、特に食品の安心・安全に対する関心は一層高まりました。販売店の皆様も、牛乳の安全性についてお客様から問い合わせられる機会が多くなったことと思います。

現在牛乳の放射性物質は国の定めた暫定基準を下回っております。さらに、汚染レベルの高い生乳は出荷制限され、市場に出回らないようになっております。従って、皆様の扱う製品は安全なものです。

お客様からのより様々なお問い合わせへの答えのご参考にしていただきたく、「牛乳の放射能問題に関する Q&A」を掲載いたします。

これは、Jミルク(社団法人日本酪農乳業協会)のホームページ(<http://www.j-milk.jp/>)に掲載されているものです。今回、Jミルクのご厚意で転載させていただきます。

なお記事は最新のもの(平成23年8月9日現在)です。

牛乳の放射能問題に関するQ & A (2011年8月09日版)

Q1 牛乳の放射性物質汚染については、どのような検査が行われていますか？

A1 原発事故による放射性物質汚染に対して、厚生労働省は食品衛生法に基づく暫定規制値を設定(表1)し、これを上回る食品が食用に供されないよう各都道府県に通知するとともに、福島県及び周辺の14都県(注)に放射性物質の定期的なモニタリング検査を実施するよう指示しました。

検査の結果、暫定規制値を超過した場合、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から都道府県知事に対し食品の出荷制限の指示が発せられます。

出荷制限が出された地域の原乳は、継続的な検査により一定の要件を満たせば出荷制限は解除されます。ただし、その後もモニタリング検査は継続的に行われ、再び暫定規制値を超過した場合は、同様の制限措置がとられます。(詳しくはQ4参照)

牛乳や乳製品は、その原料となる原乳(生乳)段階でモニタリング検査を実施することにより、牛乳・乳製品の安全性を確保しています。

表1 原乳の摂取制限に関する指標(暫定規制値)

| 核種 | 原子力施設等の防災対策に係る指針における摂取制限に関する指標値(Bq/kg) |
|---------|--|
| 放射性ヨウ素 | 300(但し、100 Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。) |
| 放射性セシウム | 200 |

(注)福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

Q2 原乳の放射性物質に関するモニタリング検査は、どのように行っているのですか？

A2 牧場の原乳は、一旦、近隣のクーラーステーションと呼ばれる大型の冷却施設に集められ、そこから乳業工場に出荷されるのが一般的です。そのため、通常はそのクーラーステーションで採取されたサンプルに対して検査が行われます。

地域にクーラーステーションがない場合、或いは乳業工場がごく近くにある場合など、一部にクーラーステーションを経由しない原乳もあります。この場合は、乳業工場に直接運ばれ、乳業工場サンプルが採取され検査が行われます。

Q3 原乳の放射性物質に関するモニタリング検査の結果は、どこで確認することができますか？

A3 モニタリング検査は各自治体(都県)が実施しますので、その結果は各自治体(都県)のホームページに掲載されています。なお、下記のサイトでは、県別、時期別に検査結果をご覧いただけます。

畜産物の放射性物質の検査結果(農水省)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_kensa.html

Q4 原乳のモニタリング検査の頻度はどの程度ですか？また、出荷制限はどのような手順で、解除されているのですか？

A4 原乳のモニタリング検査は、平成23年6月27日「食品中の放射性物質汚染に関する『検査計画・出荷制限品目、区域設定・解除の考え方』の改正について」において、おおむね2週間に1度検査を行うこととなっています。(Q1参照)

また、出荷制限の解除は、検査の結果が連続して暫定規制値以下(放射性ヨウ素については3回連続100Bq/kg以下。放射性セシウムについては直近1ヶ月以内の検査が全て200Bq/kg以下。)となった場合、各都道府県からの申請により原子力災害対策本部が解除を判断します。

なお、現時点では福島原発の警戒区域、計画的避難区域を除く全ての区域で出荷制限が解除されています。

Q5 汚染レベルの高い原乳が、他の地域の原乳と混ぜて出荷されるということはありませんか？

A5 汚染レベルの高い原乳は出荷制限されますので、そのような事実はありません。(Q1参照)

なお、原乳は気候の変動などで生産が増減し、地域によっては不足することがあります。その場合、特に酪農が盛んな北海道から各都府県に原乳が運ばれています。また、時期によっては都府県の原乳についても県域を越えて流通しますが、ブロック地域ごとに生産者団体が管理しています。

Q6 原発事故後、福島県の乳牛を他県に移動させたと言いましたが、本当ですか？ そのことにより、他の地域の原乳が放射性物質汚染されることはありませんか？

A6 原発事故後、家畜の世話を通して畜産農家が放射線被ばくをしないために、福島県は、県内の計画的避難地域で飼養されていた家畜を可能な範囲で移動(販売を目的とした出荷を含む)させる措置を促進しています。

ただし、移動する場合はサーベイメーターによる放射線スクリーニング検査を実施し、10万cpmを超える場合はブラッシングや水洗により除染作業を行い、農場からは10万cpm以下の家畜のみを搬出することとしています。

計画的避難区域の搾乳牛は、移動元または福島県内の移動先において、移動する(した)乳牛の原乳だけを集めて1週間ごとに検査が行われ、3回連続で暫定規制値以下となった場合のみ出荷されます。

また、警戒区域内の家畜の取扱いについては、区域内で生存している家畜の区域外への移動は行わないこととしています。

なお、原発事故の発生以降に水田から稲わらを収集し給与するなど、不適切な飼養管理の事例が判明したことから、7月19日付け原子力災害対策本部長指示により、「福島県内で飼養されている牛について、当分の間、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及びと畜場への出荷を差し控える」こととなっています。

Q7 販売されている牛乳の産地や加工場所をチェックすることは可能ですか？

A7 牛乳のパッケージにある「一括表示欄」の記載については、食品衛生法に基づく表示指導要領が示されています。その要領では、「製造所所在地」(メーカーによっては「固有記号」で表示している場合あり)及び「製造者名」の記載が義務付けられていますが、原乳の「原産地」に関する表示は指定されていません。

また、乳業メーカーが使用する原乳は、販売者である生産者団体が東北や関東などのように広域で組織化されていることもあり、その産地は都道府県単位に固定されていません。そのため、商品名に「産地」が使われている商品を除き、特定の原産地を表示することは難しい実態にあります。

お手元の牛乳の原産地や固有記号で表示された乳業工場の所在地をお知りになりたい場合は、製造者(乳業メーカー)のお客様相談室などにお問い合わせください。

Q8 汚染レベルの高い原乳を、チーズなどの原料として利用したという噂は本当ですか？

A8 暫定規制値を超過した原乳は出荷制限措置がとられるため、そのような事実はありません。(Q1参照)

Q9 乳業メーカーは独自に放射性物質検査をしないのですか？

A9 原乳段階でモニタリング検査を実施することにより、牛乳・乳製品の安全性を確保しています。

なお、都道府県などの地方行政機関では、消費者の方々の不安を解消するため、放射性物質検査を実施している場合もあります。その検査結果は、下記のHPでご覧いただけます。

農水省HP「厚生労働省(食品中の放射性物質の検査結果)」

http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/mhlw3.html

Q10 牛が食べる牧草や水、呼吸する空気について放射性物質検査はしているのですか？

A10 大気中及び水道水中の放射線量は各地方自治体などによる調査が実施され、それぞれHPで計測値が詳細に公表されています。

牧草については、「大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域」において、「今後(原発事故後に)生産される粗飼料について暫定許容値(表2)以内のものを使用するとともに、その検査を行うこと」とされました。その結果、6月21日現在で、岩手県、宮城県、福島県、栃木県のそれぞれ一部地域において、粗飼料の利用及び放牧の自粛が行われています。自粛の解除は、原則として3回連続で暫定許容値を下回ることが条件となっています。

表2 粗飼料中の放射性物質の暫定許容値(Bq/kg)

| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
|--------|-----------------|---------|
| 乳牛用 | 70 | 300 |
| 肉牛用 | 農産物の出荷制限地域以外で生産 | 300 |
| その他の牛用 | 農産物の出荷制限地域以外で生産 | 5000 |

なお、牧草中の放射性物質の検査結果は、下記のHPで公表されています。

牧草中の放射性物質の検査結果(農水省)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syouhi/bokusou_kensa.html

Q11 学校給食の牛乳はどこから、どうやって調達されているのか教えてください。

A11 学校給食用の牛乳は、原則として、その牛乳を製造する乳業工場が所在する各都道府県産の原乳が使用されています。ただし、児童生徒人口が多く、酪農家戸数の少ない地域(例えば東京都)では、工場の近隣の他県産の原乳も使用する場合もあるなど、状況はさまざまです。

なお、それらの原乳についても、暫定規制値を超過した原乳は出荷できないため、安全性は確保されています。(Q1参照)

学校給食に供されている牛乳の原産地をお知りになりたい場合は、ご面倒でも、製造者(乳業メーカー)のお客相談室などにお問い合わせください。

Q12 チェルノブイリ原発事故の時、牛乳の摂取によりガンが多発したという話がありますが本当ですか？福島原発事故でも同じことが起きるのではありませんか？

A12 1986年のチェルノブイリ原発事故による小児の甲状腺ガンと牛乳との関係について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)が報告書を公開しましたが、ヨウ素131による内部被ばくで甲状腺ガンになったと見られる患者数は6千人以上、その内2005年までに亡くなったのは15人としています。

WHOは「チェルノブイリ事故による健康影響の概要」においてこの甲状腺ガンについて次のように述べています。『高汚染地域の居住者のうち事故時に小児期や青年期であった人では、甲状腺ガンの発症率が大きく増加した。これは事故直後の初期に放出された高レベルの放射性ヨウ素のためで、放射性ヨウ素は牧草に蓄積しそれを牛が食べることで牛乳中に濃縮され、それを子供が飲んだことによる。この地域では通常の食生活でヨウ素欠乏となるため、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積が促進された。放射性ヨウ素の半減期は短いので、事故後の数ヶ月の間、汚染した牛乳を子供に与えるのを止めていたら、放射線誘発甲状腺ガンの過剰増加の大部分は生じなかっただろう。』

中川恵一准教授(東京大学医学部附属病院放射線科)は、「ヨウ素は甲状腺ホルモンの合成に不可欠で、その摂取のほとんどは海草からとなっている。日本人は普段から海草や海産物の摂取が比較的多いためヨウ素の充足度は一般的に高く、チェルノブイリほどの影響はないと考える。」と述べています。<出典・参照『放射線のひみつ』中川恵一著、朝日出版社>

なお、今回の福島原発事故においては、放射性物質汚染された原乳に対しての出荷制限措置が速やかに実施され、現在も、各自治体の検査が実施されています。

また、放射性ヨウ素の暫定規制値が「100 Bq/kgを超えるものは、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する」とされていますが、これは放射性ヨウ素が乳幼児の甲状腺に対する影響が大きいことを考慮して、より安全に配慮した指導を行うためです。

Q13 肉用牛への稲わら給与が牛肉の放射性物質汚染の原因と報道されていますが、乳牛へは稲わらを給与しないのですか？

A13 乳牛、特に搾乳牛には、一般的に稲わらは給与されていません。何故なら、稲わらは栄養価が低く、乳牛の健康維持や産乳量に見合った栄養充足の必要性から、稲わらではなく、栄養濃度の高い良質牧草の給与が不可欠だからです。

なお、稲作を兼業とする酪農家、近隣が稲作地帯の酪農家の中に、稲わらを補足的に利用していることもありますが、牛床の敷料(敷きわら)として活用されるのが一般的です。

もちろん、稲わらを飼料や敷料としている酪農家が出荷した原乳も含め、定期的な検査において放射性物質の規制値を超過していない原乳が流通しています。

なお、肉用牛飼養に不適切な稲わら給与があった事例を受け、国や各自治体は、酪農家の乳牛の飼養実態(どのような餌を食べているのかなど)を調査し、問題がある酪農家にはその改善を指導するような取り組みを行っています。

また、生産者団体においても、酪農家に対し、原発事故後に収穫した稲わら等の利用を中止するよう指導しています。

Q14 原乳はクーラーステーションで混ぜ合わせてから乳業メーカーに渡されるそうですが、どうしてそのようなことをするのですか？

A14 酪農家は地域内に離れて点在しているため、原乳は集乳車と呼ばれるタンクローリーで集荷され、一旦、クーラーステーションと呼ばれる大型冷却施設に集められます。そこで原乳の検査が行われ、安全性が確認された原乳を大型のタンクローリーに移し替え、各乳業工場に出荷します。(Q2参照)

このように、同じ地域の複数の酪農家の原乳を集めて大型冷却施設の中に冷蔵保管することを「合乳」と呼び、その目的は原乳の安全管理と輸送を素早く低コストで行うことにあります。こうした原乳の流通方式は、福島原発事故発生以前から行われてきたもので、諸外国でも一般的に採用されている流通システムです。

Q15 牛乳・乳製品の暫定規制値はどのようにして決められたのですか。これは安全なレベルなのですか？

A15 牛乳・乳製品の暫定規制値は、国際放射線防護委員会(ICRP)が提案した放射線保護のための放射線量レベルを基に食品安全委員会が検討し、十分な安全性を配慮して厚生労働省で決められています。

具体的には防護対策をとるべき年間放射線の上限量(上限被ばく量)を、放射性ヨウ素については50ミリシーベルト、放射性セシウムについては5ミリシーベルトとし、この年間放射線量が5つの食品カテゴリー(①飲料水、②牛乳・乳製品、③野菜類、④穀類、⑤肉・卵・魚他)に割り当てられています。牛乳・乳製品への割り当ては、放射性ヨウ素11.1ミリシーベルト、放射性セシウム1ミリシーベルトです。

この上限被ばく量から逆算して、牛乳乳製品の放射能の規制値が計算されています。その場合、牛乳・乳製品の摂取量を成人0.2kg/日、幼児0.5kg/日、乳児0.6kg/日と設定し、これを1年間食べた続けた場合に年間放射線量を超えない値(ベクレル)を計算します。計算結果は、放射性ヨウ素が大人10,000、幼児849、乳児382ベクレル、放射性セシウムが大人1,660、幼児843、乳児270ベクレルとなりますが、規制値の設定においては、より厳しい乳児の値を根拠として、放射性ヨウ素の規制値として300ベクレル、放射性セシウムの規制値として200ベクレルが設定されました。

この規制値は、全ての食品(飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚他)に放射性物質が含まれていると仮定し、それを相当な量(牛乳・乳製品の場合は1日600g)を1年間365日食べ続けた場合でも、食品由来の許容放射線量を超えないレベルとして設定されているもので、非常に高い安全性を見込んだものです。

さらに、放射性ヨウ素については、「100ベクレル/kgを超えるものは、乳幼児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する」とされています。これは、放射性ヨウ素の乳幼児の甲状腺に対する影響が大きいことから、より安全に配慮した指導を行うためです。

- ベクレル — 放射線を出す能力を示す単位。1秒間に1個の原子が壊れて放射線を出す状態を1ベクレルという。
- シーベルト — 放射線の人体への影響を示す単位。放射線の影響度は、放射線の種類(α線、β線、γ線など)や放射線を受けた場所(胃、肺、皮膚など)によって異なるため、その影響度を同じ物差しで評価するための単位。
- cpm (count per minute) 測定器(サーベイメーター)が1分間に計測した放射線の数。検体表面の汚染の有無を測定する数値。